

北九州地区労連ニュース

2020年9月号 No. 167

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
 メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ
 あきらめずに電話して下さい
 秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン
093-921-0747
 k_roren@ybb.ne.jp

新型コロナウイルスを克服し、改憲を止め、憲法が活きる社会を

突然、安倍元首相が8月28日に病気を理由に退陣を表明しました。その後マスクのあふれる報道で支持率も急上昇。自民党の中だけ閉ざされた総裁選挙が終わり、北九州地区労連第32回定期大会は、安倍政権継続を表明している菅氏が首相に国会で指名された直後の、2020年9月20日(日)市立生涯学習総合センターで、代議員27人、委任25人、役員19人など46人が参加し開催しました。

今年には新型コロナウイルス感染症対策として来賓・傍聴ともに参加を遠慮いただき、早く収束する事を願うとともに、運動も進めていきます。

議案の提案は、一括して永吉事務局長が行いました。今年には時間短縮を行い、休憩時間もとることができませんでした。

議案について8人の代議員から発言がありました。いずれも職場での奮闘のわかる素晴らしい補強意見でした。内容は、本年度の重点である・組織拡大・全国一律最低賃金制度など勤務労働条件の改善・争議の解決の取り組みに集約されるものでした。

その後争議団共闘会議中村議長から北九州でたかかわっている争議の紹介がありました。会場から激励の大きな拍手が起りました。例年のJAL闘争団の訴えは、今年には紙面での訴えとしました。


幹事会の答弁のあと、第1号議案2019年経過報告、第2号議案2019年決算報告、第3号議案2020年度運動方針(案)、第4号議案2020年秋季年末闘争方針(案)、第5号議案2020年度予算(案)は、拍手による採決を行い、いずれも満場一致で採決されました。また、大会スローガン(案)

大会宣言(案)も拍手で採択確認されました。

2020年度の役員選挙は、すべての役職について定数内の立候補で、信任確認が行われ、結果候補者全員が信任されました。

北九州地区労連は、この定期大会で決定した方針に則り、菅政権の暴走を許さず、労働者・市民が安心して暮らせる社会をめざし、全力をあげて奮闘する決意を固めました。

最後に参加者全員で団結がんばろう!



雨あがり

先日山口県まで「奇才江戸絵画の冒険者たち」を観に行った。版画ではなくほとんどが肉筆画で京都、大阪、江戸、諸国と四つのコーナーに分けられていた。京都のなかでは伊藤若冲が一番好きで細部まで細かく観察し続けて描くと言ったのが鶏である植物であれよくわかる。大阪は初めての人たち、戯画が好きなので耳鳥斎の戯画巻はおもしろかった。江戸の人たちは有名なばかり、一番人気は北斎だろうが「弘法大師修法図」は展示替えて見られなかった(新聞で絵を見た)これは見たかった。

狩野(逸見)一信ほど五百羅漢を絵いた人はいないので、一〇〇幅のうち一幅というのが六人もあった。諸国の人も知らない人ばかりだったが仙厓はおもしろい。この人のトラはハリコこのような顔、その上に人が乗っている。今回は6曲1双の屏風が多数あった。6曲ともなれば迫力があるが、縦も横も幅があるのにチグハグがなくよく全体がまとまるものだとおどろく。「奇才」という題に興味をもったのだが絵は「奇才」ではなかった。しかし肉筆画が多かったので満足した。(小)

代議員の発言



北九州市立病院
契約労働者組合
岸川 代議員

新型コロナウイルスでは、院内感染も起こっており、経営がひっ迫している。PCR検査の充実や発熱外来の設置の要求を出している。5年雇止めを3年で無期への試験実施の実現を勝ち取った。定期昇給の約束も勝ち取った。正規職員との差別禁止に向け奮闘中。



郵政ユニオン
松野 代議員

郵政ユニオンは2月14日全国一斉7地裁に、154人の大原告団による集団提訴を行っている。労働契約法20条に基づき、同じ仕事を



市職労
永野さん

しているにもかかわらず、手当、休暇などの格差は不当として争っています。先に提訴した11人の原告の判決も10月15日最高裁で出ます。裁判の勝利が非正規4割という雇用社会の格差を是正していくことにつながっていきます。支援をお願いします。

「介護事業所減収分の財政支援の一部を利用者負担としないことを求める署名」のお礼。日本の社会保障制度の脆弱さが改めて浮き彫りとなっている。その結果国民の意識も変化して、医療・介護・社会保障拡充に向け、運動を大きく展開できる情勢が広がっている。そこで「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための国会請願署名」協力



健和会労働組合
細川 書記長

コロナ禍で公務が大変。保健所は7か所から1つに統合削減された。3・4・5月の超過勤務が200時間を超える職員がいる状況。不眠不休で新型コロナウイルス対策を行っている。6月・8月に人事異動を行い応援態勢はとっているが厳しい状況。10万円給付についてもかわる職員も大変だった。



全教北九州
中川代議員

教員に1年単位の変形労働時間制を可能とする通知を文科省が全国に出した。「恒常的に残業時間がない」「突発的に勤務時間が変更されない。」が導入の条件で、学校現場はどちらも満た



福建労北九州支部
川上代議員

していない。導入阻止！少人数学級の実現については、文科省もコロナで前向きになっている。署名の協力を。



北九州地域ユニオン
増田代議員

し、客の対応もある。和解テーブルでも4割か0かなど市の意向に沿った内容。裁判官の態度にも怒りが。最高裁まで頑張るので支援を！

組織拡大の内容は、運動の中心に年中拡大を掲げている。1つの現場にたくさん職人が居り、大企業の社員から一人親方まで幅広い。劣悪な条件改善のため頑張っている。組織拡大は、組織を維持・発展させるためには不可欠。組織拡大の先頭に立って頑張る。



市バス労組
浅岡代議員

9月17日に高裁判決があった。結果は敗訴、一審判決の容認だった。路線バスの待機時間は、休憩か実働かが争点。待機中もバスを動か

不誠実な対応に怒りが。活動の中で、組合の大切さ、必要性、支えてくれる仲間を実感した。今後、会社等への争議行動も予定。本訴も行うので支援を！



第32回地区労連 定期大会あいさつ

議長 永富 雅生

北九州地区労連第32回定期大会、みなさん、長引くコロナ禍の中で労働者の権利を守るために奮闘し、地区労連の運動を進めていただいていることに、あらためて敬意を表します。

8月28日、安倍首相は健康上の理由で辞意を表明しましたが、マスコミでは「安倍政治」を評価・礼賛するかの報道がされています。

安倍首相が労働者・国民の願いに応えてきたのか、安保法制を改悪し、憲法を蹂躪し、森友・加計問題、そして桜を見る会では、政治を私物化する。

新型コロナウイルス感染症では、実は2010年に新たなウイルス感染などを見越して「PCR検査や保健所の人員体

制強化などの提言」が厚労省に出されていたにもかかわらず、厚労省が放置していたことが判明しています。保健所や自治体病院が削減され続け、感染対応が危機的な状況になった一因と言われています。

労働者にとっても労働法制を改悪し、格差と貧困を拡大させています。

そうした厳しい状況の中でも地区労連は、北九州地域で労働者の権利を守るために裁判闘争や団体交渉を涉る企業に交渉を求め、争議解決をめざし、奮闘してきました。

コロナ禍で苦しむ労働者や市民のために市議会や商工会議所などに申し入れなどを行い、市独自の持続化給付金(法人20万円、個人事業主10万円)や店舗への家賃支援(家賃の5分の4、上限40万円)など支援が実現しています。

コロナ禍で5万人を超え労働者が解雇・雇止めにくるのではないかと報道されています。

雇用不安が増大する中、今、地区労連として北九州埠頭の雇止め撤回のたたかいを進めています。

北九州埠頭株式会社は、北九州市が51%出資する会社で、その門司事務所に勤務する増田さんは、2017年7月に採用され2018年4月、2019年4月と雇用更新してきましたが、今年4月は更新されませんでした。

増田さんは、雇止めに納得ができず説明を求めましたが、会社は、「勤務成績・態度が基準を満たしていない」と述べるだけで明確な基準を示していません。

昨年9月に真弓取締役と話した際も「仕事のことばかり」と述べています。

それにも拘らず雇止めを

通告したことは、納得できるわけもなく、許されるものでもありません。

考えられることは、所長に有給休暇の取り扱いや臨時休暇、休職規定について意見を述べ、その理由や根拠を真弓取締役に説明を求めたことを会社への誹謗中傷として注意書を渡したことが原因と思われる。

しかし、労働者が休暇などの労働条件に疑問を持ち意見を述べ説明を求めると、注意書を出し、雇止めに、これが許されるなら労働者の権利は、ないのと同じです。

何としても増田さんの雇止め撤回に向け、みなさんの力をお貸しいただきたいと思えます。

秋の取組から春闘が始まります。コロナ危機だからこそ、賃上げで地域経済を元気にすることが必要であり、景

気回復の一番は、個人消費の

拡大ではないでしょうか。年内に総選挙があるのでないかとの報道もあります。本日の大会が北九州地区の労働者の権利を守るたたかいを大きく広げるとともに、コロナを早期に収束させ、だれもが安心して働くことができる、政策実現のためにも野党共闘を前進させ、労働者・国民の願いが届く政治へ転換する大きな議論の場となることを祈念し、執行部を代表してのあいさつとします。



労働法コラム 第69回

勤務先が倒産したら



黒崎合同法律事務所

溝口 史子 弁護士

労働者はどのようにして賃金を回収すればいいのでしょうか。

1 事業者が破産手続を申し立てた場合、裁判所は破産管財人を選任し、事業者の財産を換価して（売却等）してお金に換えて、債権届出を行った債権者に配当する手続を行います。この手続では、労働者の未払賃金債権は「財団債権」として取り扱われ、貸金や買掛金等の一般債権よりも優先して配当を受けることができます。このため、破産申立時に事業者にある程度の財産が残されている場合は、破産管財人に債権届出をすることで、未払賃金を回収することができます。

2 事業者に残っていない場合、労働者は一定の要件を満たせば、独立行

政法人労働者健康安全機構による未払賃金立替払を受けることができます。立替払の対象となるのは、定期賃金と退職手当で、賞与は含まれません。立替払を受けることができる額は、未払賃金の8割（年齢により立替額には上限があります）です。立替払を求める場合、労働者は破産管財人に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。

事業者が破産等の法的手続をとらないまま、事実上倒産した場合、労働者は、破産管財人から証明を受ける代わりに、労働基準監督署長に、事業者の事業活動が停止して再開する見込みがなく、賃金支払能力がないことの認定をもらう必要があります。なお、立替払を受けるためには、退職後6か月以内に裁判所への破産手続開始等の申立又は

労働基準監督署長への認定申請がなされる必要があります。また、立替払を請求できる期限は、破産開始決定または労働基準監督署長による認定から2年間で

す。このように、勤務先の実業者が倒産した場合であっても、未払賃金を回収できる手段がありますので、勤務先が倒産した場合には、早めに労働基準監督署や弁護士等の専門家に相談ください。



最賃上げろ全国一斉行動 9月30日（水）

毎年行っている「最賃上げろ全国一斉行動」は、9月30日（水）朝、戸畑駅頭で7時15分から。

夕方、18時から小倉駅頭で行います。

どちらか参加できるところへご参加を！今年は2か所で行います。

